

## 一般社団法人明専会 基盤強化のための支出細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という)の基盤強化推進委員会の事業として明専会の基盤(同窓の絆と母校愛)強化、特に新たな階層<学生、若手、女子、海外>の絆構築を目的に、明専会から支援金等を支出する手続きについて定める。

### (支援対象)

第2条 支援対象は、理事会で基盤強化のために支援するものと決定している支援対象活動とする。ただし、理事会の承認が間に合わない新規イベントや支援内容の変更が発生した場合は、会長の判断で支援を開始できるものとし、直近の理事会等で報告し、承認を受けるものとする。なお、当該年度の予算の範囲で支援するものとする。

### (支援方法)

第3条 支援金の支出手続は支援対象の形態により以下の手続きとする。なお、これらは例示であり、新たに支援すべき活動・イベントが発生した場合、その支援を実施することを妨げない。

- (1) 支部総会、新人歓迎会などの支部行事に学生、若手、女子を勧誘する場合  
明専会から別途ホームページなどで開示された詳細ルールに従い支給する。
- (2) 全国女子会のように明専会から地区代表の特定の会員に出席を求める場合  
参加者への旅費および会議費を支援する。
- (3) 明専会から依頼して明専会報に 部活動(OB会)報告を掲載した場合  
原稿料を支援する。
- (4) 責善会に対する支援  
責善会の会合や責善会主催の駅伝大会等の行事に対して支援する。
- (5) 学生フォーミュラ応援など  
現地で応援する明専会員の弁当代、技術指導を行うOBの旅費に対して支援する。
- (6) 佐賀青春寮歌祭への支援  
佐賀青春寮歌祭への参加費、および、参加者の旅費を支援する。また、参加者が近隣支部の総会等へ出席する際の旅費を支援する。
- (7) 明専女子塾への支援  
懇親会費として2千円/人を支援する。
- (8) 海外での明専学友会の立ち上げへの支援  
立ち上げのための会合費を支援する。

### 附則

- 1 平成29年12月9日の理事会により、制定、平成29年3月18日にさかのぼり施行する。
- 2 この細則の改変は、理事会の承認を得るものとする。
- 3 この細則は、基盤強化推進委員会の終了をもって廃止する。